

意見書

この定例会では、次の意見書案を原案のとおり可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

政府は平成12年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。3月に策定される新たな基本計画は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」(中間まとめ)では、①担い手政策のあり方、②品目横断的政策等の経営安定対策の確立、③農地制度のあり方、④農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていません。

これまでの、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要です。

私たちは、基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながるかと考えます。

よって、次の項目の実現に向け強く要望する。

記

1. この5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。
2. 政策対象者たる担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべ

き担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。また、認定農業者以外の農業者にも生産意欲をもてるよう施策を講ずること。

3. 新たな経営安定対策(品目横断的政策など)は、地域農業を支える経営が他産業並みの所得を得られ、耕作意欲をもてるようなものとするとし、WTOなど国際ルール上も安定した政策として位置づけること。
4. 土地・農地など土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として活用できる法・制度を早急に確立すること。また、構造改革特区でのリース方式による株式会社の農業参入の全国展開については地域農業への効果・影響などの検証評価結果を十分踏まえて対応すること。
5. 農業環境・資源保全政策については、
 - ①担い手以外の農業、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策をセットで導入すること。
 - ②有機農業など環境保全型農業の推進をこれまで以上に支援すること。
 - ③現行の中山間直接支払制度は継続実施すること。

提出先 ○内閣総理大臣 ○農林水産大臣

WTO・FTA交渉に関する意見書

WTO(世界貿易機関)交渉は、昨年8月1日に、今後の交渉に前提となる大枠合意がなされました。農業分野の市場アクセス、国内支持、輸出競争について、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられました。しかし、アメリカや農産物輸出国からは依然として、上限関税の設定や、高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などが要求されています。これは、農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものです。

また、アメリカなどが行っている国内農家への手厚い補助や、輸出補助政策について、大枠合意では実質的削減に結びつかないものとなっており、途上国などから反発が高まっています。このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められています。

また、FTA(二国間自由貿易協定)については、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行われていますが、特に東南アジア各国からは農産物の貿易自由化が求められています。先のメキシコとのFTA交渉でも見られたように、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至です。

私たちは、WTOおよびFTAにおける農業分野の交渉にあたって、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給向

上可能な貿易ルールの実現を強く求めています。

よって、次の事項の実現に向け強く要望する。

記

1. WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながるものがないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。
2. 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。
3. 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。
4. 行き過ぎたAMS(助成合計量)削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。
5. 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、日本の主張をもって対応すること。
6. WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

提出先 ○内閣総理大臣 ○農林水産大臣 ○外務大臣
○経済産業大臣

雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書

わが国の経済状況は景気回復局面が続いているが、大企業を中心とした輸出主導・リストラ効果による収益向上を背景とした景気回復にすぎず、国民に生活改善の実感はない。失業率は4%台半ばまで低下したものの、失業者は依然として290万人以上と雇用情勢は厳しいままである。特に長期間失業者や若年失業者などの問題は、雇用者市場に大きな影響を及ぼすとともにわが国の社会経済においても深刻な問題をもたらしかねない。

この間、典型労働者の減少と非典型労働者の急増により労働者間の所得・資産格差は大きく拡大している。さらに、産業間・企業規模間による二極化の進行と地域経済の一層の格差拡大をもたらしている。

かかる実態を踏まえ、わが国の経済を持続的な成長軌道に乗せて国民生

活の安心・安定を実現するためには、国と地方が一体となって雇用対策と地域活性化を重視した施策を最優先に遂行しなければならない。

よって本議会は、国において平成16年度補正予算および平成17年度予算について、①雇用維持・創出、②失業者支援の抜本強化、③中小企業基盤の強化、④社会保障基盤の強化およびデフレ対策を盛り込むよう強く要請する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○財務大臣 ○総務大臣